

議案第5号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように制定する。

令和5年12月4日提出

大網白里市長 金坂昌典

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を  
改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年  
条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1大網白里市道の駅整備検討委員会委員の項の次に次のように加える。

|            |   |
|------------|---|
| 鳥獣被害対策実施隊員 | 日額 8,000円<br>(ただし、鳥獣被害対策実施<br>隊員として従事した時間が4<br>時間に満たない場合は、当該<br>日額に2分の1を乗じて得た<br>額とする。) |
|------------|---|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。